

改定前	改定後
ValueDoor 振込送金の組戻・変更サービス利用規定(2021 年 10 月改定) 第1条 振込送金の組戻・変更サービスの内容等 (5) サービス手数料および組戻等手数料 本サービスの契約料・利用手数料は無料です。ただし、本サービスを利用して契約者が当行に依頼した組戻・変更については、それぞれ当行所定の振込送金の組戻料、振込送金の変更料、及び各々にかかる消費税(以下「組戻等手数料」といいます)が必要となります。組戻等手数料は、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落し契約に基づき取り扱うものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく組戻等手数料を変更する場合があります。 (6) 本サービス利用に伴う組戻等の特約 ③振込不着に対する組戻等の依頼がなかった場合の取扱 振込不着の発生後、契約者から当行所定の期間までに組戻・変更の依頼(本サービスを利用した依頼に限りません)がなされなかった場合、当行は振込不着となった振込について契約者から組戻依頼があったものと見做します。この場合で、振込資金が返却されたとき、振込資金は当行の裁量により当該振込の出金口座または契約者が指定した口座に入金するものとします。また振込送金の組戻料及び消費税がかかります。 第2条 本サービスの利用 (3) 組戻等手数料の引落口座 本サービスにおいて組戻等手数料の引落口座として設定可能な口座は、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落し契約に基づく口座とし	ValueDoor 振込送金の組戻・変更サービス利用規定(2022 年 2 月改定) 第1条 振込送金の組戻・変更サービスの内容等 (5) サービス手数料 本サービスの契約料・利用手数料は無料です。 (6) 本サービス利用に伴う組戻等の特約 ③振込不着に対する組戻等の依頼がなかった場合の取扱 振込不着の発生後、契約者から当行所定の期間までに組戻・変更の依頼(本サービスを利用した依頼に限りません)がなされなかった場合、当行は振込不着となった振込について契約者から組戻依頼があったものと見做します。この場合で、振込資金が返却されたとき、振込資金は当行の裁量により当該振込の出金口座または契約者が指定した口座に入金するものとします。 第2条 本サービスの利用 (3) 振込種類 本サービスにおいて利用可能な振込種類は、給与または賞与の種類の振込(以下「給与振込」といいます)、および給与振込以外の種類の振込(以下

す。ただし、手数料等一括引落し契約に基づく口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は当行所定の方法により、契約者の手数料等一括引落し契約に基づく口座から、本サービスの組戻等手数料の引落口座を設定するものとします。

手数料引落口座の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

(4) 振込種類

本サービスにおいて利用可能な振込種類は、給与または賞与の種類の振込(以下「給与振込」といいます)、および給与振込以外の種類の振込(以下「通常振込」といいます)とします。ただし、給与振込または通常振込であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は当行所定の方法により、本サービスで利用する振込種類を設定するものとします。

振込種類の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

(5) 利用者の権限・電子メールアドレス設定

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限および電子メールアドレスを設定するものとします。

利用権限および電子メールアドレスの変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

第4条 提供サービス

(2) 組戻依頼サービス

「通常振込」といいます)とします。ただし、給与振込または通常振込であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は当行所定の方法により、本サービスで利用する振込種類を設定するものとします。

振込種類の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

(4) 利用者の権限・電子メールアドレス設定

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限および電子メールアドレスを設定するものとします。

利用権限および電子メールアドレスの変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

第4条 提供サービス

(2) 組戻依頼サービス

②組戻依頼の方法

エ. 組戻料の引落

当行は、契約者が支払うべき振込送金の組戻料(消費税を含みます。)を、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落し契約に基づき、契約者の口座から当行所定の方法で引き落とすものとします。

オ. 振込資金の取扱

当行は、振込先の金融機関(当行を含みます)から返却された振込資金を、契約者が組戻依頼時に指定した口座に入金するものとします。

カ. 組戻受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく組戻受付時限を変更することがあります。

(3)変更依頼サービス

② 変更依頼の方法

エ. 変更料の引落

当行は、契約者が支払うべき振込送金の変更料(消費税を含みます)を、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落し契約に基づき、契約者の口座から当行所定の方法で引き落とすものとします。

オ. 変更受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく変更受付時限を変更することがあります。

② 組戻依頼の方法

エ. 振込資金の取扱

当行は、振込先の金融機関(当行を含みます)から返却された振込資金を、契約者が組戻依頼時に指定した口座に入金するものとします。

オ. 組戻受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく組戻受付時限を変更することがあります。

(3)変更依頼サービス

② 変更依頼の方法

エ. 変更受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく変更受付時限を変更することがあります。